

## 自主防災隊 救出救護班行動要領（流れ）

## 防災訓練＜救出救護班用＞

大規模な地震災害では、転倒した家具や倒壊した家屋の下敷きになり大ケガをしたり、亡くなる場合が多くなります。消防職員・消防団員の指導のもと、地域住民によるジャッキやバールなどを使った救出・救助方法を習得するとともに、救助者を安全な場所に搬送することができるよう、応急担架の作り方など、また、家屋の倒壊、落下物によるケガ人の救護活動を訓練します。

（救出・救護訓練）

## ① 救出訓練

倒壊家屋からの救出訓練は、高度な専門知識・技術が必要です。このため、自主防災組織は地震発生直後に家屋等（ブロック塀を含む）の倒壊により下敷きになった人をバールや角材、ジャッキなどを使用して救出し、搬送することを訓練します。訓練の際には、消防職員、消防団員、大工、とび職人など手慣れた人を中心に、事前に家屋のつくりや救出方法について指導してもらう必要がある。

## ■倒壊家屋からの救出■

## 【手順】

- 廃材を利用して倒壊した建物をつくります。
- 家屋の中に人形を入れるなど、生存者のいることを示しておきます。
- 救出にあたっては、倒壊建物の中にいる人に声をかけ、安心感を与えます。
- 木材・バール（木材の太さは10cm以上）をテコにしたり、ジャッキ（パンタグラフ型が使いやすい）を用いて、すき間をつくります。
- すき間が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強し救出します。



## ※救出訓練の準備・実施にあたっての注意※

救出訓練の準備及び実施にあたっては事故が生じないように十分留意しましょう。

- ・参加者の服装（ヘルメット、釘を踏み抜かないような靴、軍手など）に留意する。
- ・チェーンソーを使用した訓練にあたっては、見学者等が十分距離をおく、切る角材等は地面にしっかり台を置き固定する、指導者が監視するなど、安全に十分注意する。
- ・廃材等が使われることが多いため、すり傷などに備え救急箱を用意する。
- ・訓練にあたっては、消防署員、消防団員などの指導を受ける。

## ②救護訓練

応急手当とは、医療機関で診療を受けるまでのとりあえずの処置のことですが、

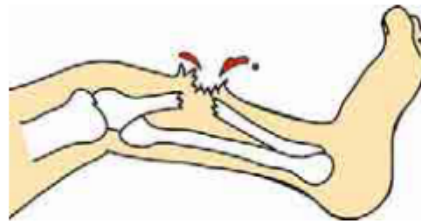
正しい手当でなければ、かえって容体を悪化させたり、命に関わることにもなりかねません。救護訓練は専門的な知識・技術を必要としますので、消防署などの関連機関から救護の専門家に参加してもらい、指導を受けるようにします。

自主防災組織の救護班は、住民参加の訓練とは別に、日本赤十字社や消防機関などが行う救命講習や応急手当講習などを受講して、より専門的な訓練を受けることが求められます。

### ■骨折に対する応急手当■

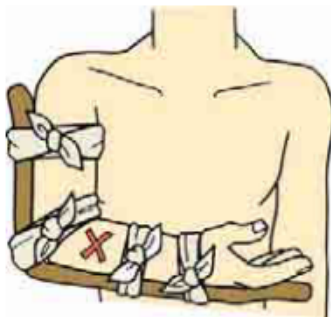
#### ①骨折の部位や出血の有無を確認します。

- 確認する場合は、痛がっているところを動かさないようにします。
- 痛み・はれ・変形などのほか、骨が飛び出していることもあります。

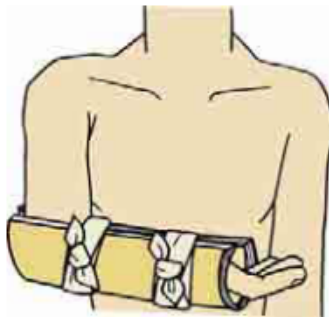


#### ②副木をあて、骨折部を三角巾などで固定します。

- 副木は、骨折部の上下の関節が固定できる長さのものを用意します。
- 固定するときは、傷病者に知らせてから固定します。
- 副木がない場合は、新聞紙や雑誌、棒、板、傘、パッドなど身近なものを利用します。



副木での腕の固定



雑誌を利用した前腕部の固定



三角巾などで腕をつるす

## ■負傷者の搬送■

自力避難が困難な人を安全な場所に搬送することができるよう、応急担架のつくり方と搬送要領を普段から訓練しておくことが大切です。

搬送を行う際は、できるかぎり患者に動揺を与えず、また、運び終わるまで患者を観察し続けるようにしてください。

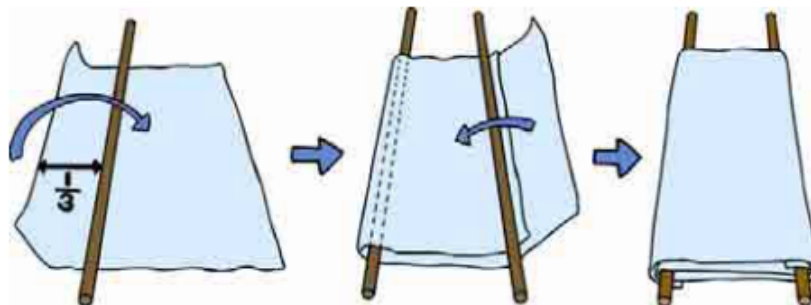
### 毛布等を利用した応急担架

○使用資機材

- ・棒（竹・木・鉄パイプ等）（180～200cm）2本
- ・毛布

○つくり方

- ・毛布を地上に広げて置く。
- ・毛布の3分の1のところを棒を置き、その棒を包むように毛布を折り返す。（傷病者の身長に適應する毛布を縦・横に使い分ける）
- ・折り返される毛布の端（二重になっているところ）にもう1本の棒を置き、その棒を折り込むように残りの毛布を折り返す。



【防災訓練開始】シェイクアウト訓練・安否確認訓練（黄色いリボン）

7：30 「情報伝達」防災行政無線18カ所 ➡ 防災行政無線子局責任者

- ・防災行政無線子局責任者は、訓練開始の無線連絡を行う。
- ・無線を聞いた住民は、シェイクアウト訓練（安全行動1-2-3）を1分間行った後、家族の安否確認を行い、家族の安否確認ができたなら黄色いリボンを玄関先に掲示する。その後、向こう三軒両隣の安否確認（黄色いリボンを確認）を実施する。

《避難訓練》一時避難場所

7：45 全住民及び小学生は、非常持出し品を持参して自治会が指定している一時避難場所へ避難訓練を実施する。

《情報収集訓練》避難者人員確認点呼及び避難状況報告訓練

7：45 自治会長・班長・情報班員は、自治会内住民の避難状況及び被災状況等の収集を行う。情報班は、避難者名簿や避難人員報告書を作成し、自治会長に報告する。（情報班長 ⇨ 自治会長）

- ・各自治会の情報班は、避難人員報告用紙に避難人員及び被災状況等を記入

して自治会長に報告する。

《避難誘導訓練》自宅 → 一時避難場所への避難誘導

8:00 自治会長は、一時避難場所への避難を指示するとともに、住民の安否確認を図り、班長・避難誘導班の協力のもと一時避難場所へ避難誘導を実施する。

※消防団は各地区の巡視、自治会長・班長等は要援護者の安否確認と支援を行う。

《一時避難場所で各種訓練》初期消火訓練・救出救護訓練・資器材取扱い訓練等

8:00 「発災型防災訓練」 → (救出救護訓練・初期消火訓練・給食給水訓練等)

・地区又は自治会で作成した防災訓練実施計画に基づき訓練を実施する。

・訓練実施者は、自治会長及び選出者・小学生以外の住民とする。

《避難誘導訓練》一時避難場所 → 指定拠点避難所 (三輪南小学校)

8:30 自治会長・選出者・小学生・子ども会は、災害対策本部長 (自治会連合会長) の指示により、一時避難場所 → 指定拠点避難所への避難移動を図る。自治会長・避難誘導班は、子ども会の支援により住民及び小学生の安全を図り避難誘導訓練を実施する。

\* 選出者とは、各自治会の情報班長・消火班長・救出救護班長・避難誘導班長・給食給水班長をいう。

《指定拠点避難所 (三輪南小学校) への避難完了》

9:30 「自治会長・選出者・小学生・子ども会は、小学校校庭に集合完了」 → 班長が事前に指定した集合場所

・救出救護班長 (自主防災隊) の指示で行動を開始する。

《現地対策本部 (三輪南小学校校庭) 》

9:00 「災害現地本部の設営」 - 防災対策部会員

9:20 「情報収集・伝達訓練」

・情報班長は、自治会長から提出された避難人員報告用紙を整理し、訓練に参加した住民を一時避難場所ごとに集計を行い、情報班長は訓練が終了するまでに自主防災隊長に報告する。

・自主防災隊長は、地域派遣職員 (本部担当責任者) に被災状況・避難状況を岐阜市災害対策本部へ連絡するよう指示する。

9:30 「煙体験・エアートント体験」 - 避難住民・小学生・中学生

9:00 「炊出し訓練」 - 給食給水班員・女性防火クラブ員・小学生 (教室にて非常食などの防災学習)

9:30 「水防訓練」 - 水防団員・中学生

9:30 「初期消火訓練」 - 住民及び消火班員・小学生 (教室にて見学)

9:30 「救出訓練」 - 住民及び救出救護班員・小学生 (教室にて見学)

「倒壊家屋からの救出訓練」

救出救護班（救出担当）は、倒壊家屋からハイジャッキ又はダルマジヤッキ等を使用して要救助者（マネキン）を救出する訓練を実施する。

★ 準備品－倒壊家屋1棟(自治会)、ジャッキ4個、バール4本（消防署）、角材（40～50cm）8本（自治会）、軍手・ヘルメット（訓練実施者準備）

☆ 指導者 → 消防団員・消防職員

9：30 「応急手当訓練」－住民及び救出救護班員・小学生（教室にて応急手当などの防災学習）

「応急手当訓練」

救出救護班（応急手当担当）は、三角巾を使用して頭部の創傷を被覆する包帯法（頭部被覆）、上腕・前腕の骨折のある場合に動揺防ぎ、疼痛を軽減するための固定包帯を赤十字奉仕団の指導で実施する。

★ 準備品－三角巾40枚（消防署・赤十字奉仕団）

☆ 指導者 → 赤十字奉仕団・消防職員

9：30 「搬送訓練」－住民及び救出救護班員

「応急担架作成と搬送訓練」

・小学校（校庭）で搬送訓練を救出救護班が実施 小学生（教室にて見学）

★ 準備品－竹8本（消防署）、毛布4枚（消防署）

☆ 指導者 → 赤十字奉仕団・消防職員

9：30 「避難所運営訓練」－総務班員・民生委員・福祉委員

10：20 「消火訓練」－市民消火隊(17人)による消火訓練を見学・小学生（教室にて見学）

10：20 「消火訓練」－三輪分団の消防操法訓練を見学・小学生（教室にて見学）

10：40 消火訓練終了後、参加者全員を団体別、班別ごとに整列

自主防災隊－自治会長、各班員

関係団体－女性防火クラブ、日赤奉仕団、消防団員、水防団員

民生・児童委員、福祉委員、社協、子ども会

小学校1～6年生児童・教師（教室にてテレビモニターを見る）

10：40 閉会式、

- ・小学校長の講評
- ・岐阜北消防署長の講評
- ・自主防災隊長挨拶
- ・来賓あいさつ

11：00 「解散」

- ・住民の避難者は、解散
- ・自治会長は、後片付けを行い、自主防災隊長の指示により解散